

第2部 災害予防・減災

第1章 災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：土木交通課・総務課】

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1 土砂災害の防止対策

1 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 危険箇所の実態調査及び県指定の促進

ア 斜面崩壊の危険性のある箇所について、実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。

イ 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を図る。

(2) 点検パトロールの実施

梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するための適切な対策を講じる。

(3) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、基本法、土地利用対策要綱等により災害防止の措置に係る指導や監督を強化する。

2 地すべり防止対策

(1) 地すべり面対策等の促進

地すべりを起こしている区域（以下「地すべり区域」という。）または地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域について、県の指定を受け防止対策が実施されるよう地元との調整を図る。

(2) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した地すべり等の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、避難勧告等の基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

3 土石流災害防止対策

(1) 危険渓流の実態調査及び県指定の促進

ア 危険渓流について、実態調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。

イ 危険性の高い未指定溪流については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう要請する。

(2) 砂防事業の推進

ア 県が実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

イ 土石流危険溪流に指定されている溪流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。

(3) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、研究機関の成果等から協議設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として、避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

4 山地災害防止対策

(1) 危険地区調査

危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに、必要に応じ山地災害を防止するための適切な対策を講じる。

(2) 治山事業の推進

ア 崩壊、土砂流出等を防止するため、森林整備事業の推進に努める。

イ 復旧治山、予防治山について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得て事業の推進に努める。

ウ 保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得て、その拡大に努める。

5 建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険箇所と同一区域を指定）

県及び本村は、建築基準法に基づく災害危険区域内における建築に関する制限について条例で定める。また、山腹や崖地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する。

6 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

7 その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所について掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

8 災害発生時の緊急調査体制

(1) 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。

(2) 土砂災害の危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現況を把握する。

- (3) 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。
- (4) 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

9 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

(1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合には、早めに避難できるように心がける。

なお、気象予報・警報等が出された場合には、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

(2) 避難計画の整備

災害危険箇所等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成しておく。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ 住民への情報伝達方法の整備

村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮し、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。また、避難路については、途中にがけ崩れや高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所における住民の世話人を配備する等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

消防団員や自主防災組織のリーダー等、避難する際の誘導員を定め、特に、地域の老人等の要配慮者については、誘導担当者を定めておく等の措置を講じる。

オ 住民の自主的避難の指導

土砂災害の発生のおそれがある場合の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努める。避難対象地区内の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、村及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

カ 避難訓練の実施

村及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、土砂災害を想定した避難訓練を実施するように努める。

土砂災害警戒区域等一覧表(十島村 急傾斜)

No.	区域名	箇所番号	R	枝番	市町村名	大字	字	面積 (㎡)		戸数 (戸)		がけ高 (m)
								面積 (㎡)	R面積 (㎡)	戸数 (戸)	R戸数 (戸)	
1	急・口之島 1	kyu304-0001	○	01	十島村	口之島	-	41,924	31,022	1	1	127.00
				02	十島村	口之島	-	4,131	1,127	2	0	12.00
				03	十島村	口之島	-	1,337	300	1	0	10.00
2	急・口之島 2	kyu304-0002	○		十島村	口之島	-	8,917	3,708	0	0	32.00
3	急・口之島 3	kyu304-0003	○		十島村	口之島	-	9,274	5,210	1	0	57.00
4	急・口之島 4	kyu304-0004	○		十島村	口之島	-	3,040	508	3	2	15.00
5	急・口之島 5	kyu304-0005	○		十島村	口之島	-	5,115	2,674	1	1	60.00
6	急・口之島 6	kyu304-0006	○		十島村	口之島	-	15,710	11,817	3	3	87.00
7	急・口之島 7	kyu304-0007	○		十島村	口之島	-	25,511	14,886	9	5	64.00
8	急・口之島 8	kyu304-0008	○	01	十島村	口之島	-	3,333	1,042	1	1	27.00
				02	十島村	口之島	-	3,046	960	2	1	28.00
				03	十島村	口之島	-	1,947	854	0	0	27.00
9	急・口之島 9	kyu304-0009	○		十島村	口之島	-	8,906	3,280	7	3	29.00
10	急・口之島 1 0	kyu304-0010	○	01	十島村	口之島	-	2,033	663	3	1	14.00
				02	十島村	口之島	-	2,971	721	2	0	13.00
				03	十島村	口之島	-	1,513	368	1	0	9.00
				04	十島村	口之島	-	242	44	1	1	7.00
				05	十島村	口之島	-	1,033	224	2	1	8.00
11	急・口之島 1 1	kyu304-0011	○	01	十島村	口之島	-	27,499	15,817	14	2	63.00
				02	十島村	口之島	-	798	147	2	2	7.00
12	急・口之島 1 2	kyu304-0012	○	01	十島村	口之島	-	12,817	6,120	7	3	45.00
				02	十島村	口之島	-	4,020	1,179	2	0	18.00
				03	十島村	口之島	-	1,203	207	1	0	6.00
13	急・口之島 1 3	kyu304-0014	○	01	十島村	口之島	-	5,470	2,010	0	0	29.00
				02	十島村	口之島	-	8,104	3,156	0	0	38.00
				03	十島村	口之島	-	1,314	364	0	0	11.00
14	急・口之島 1 4	kyu304-0015	○	01	十島村	口之島	-	7,937	2,572	0	0	19.00
				02	十島村	口之島	-	1,362	193	0	0	6.00
15	急・口之島 1 5	kyu304-0016	○		十島村	口之島	-	2,742	823	0	0	12.00
16	急・口之島 1 6	kyu304-0019	○	01	十島村	口之島	-	7,122	3,509	0	0	57.00
				02	十島村	口之島	-	1,163	350	0	0	19.00
				03	十島村	口之島	-	1,690	528	0	0	51.00
				04	十島村	口之島	-	1,308	237	0	0	12.00
17	急・小宝島 1	kyu304-0030	○	01	十島村	小宝島	-	63,662	33,829	6	0	88.00
				02	十島村	小宝島	-	4,294	1,372	0	0	14.00
18	急・小宝島 2	kyu304-0032	○		十島村	小宝島	-	9,672	2,499	0	0	30.00
19	急・宝島 1	kyu304-0033	○	01	十島村	宝島	-	1,319	204	0	0	6.00
				02	十島村	宝島	-	2,663	424	0	0	6.00
20	急・中之島 1	kyu304-0020	○	01	十島村	中之島	-	23,919	13,097	1	0	59
				02	十島村	中之島	-	4,777	1,669	0	0	9
				03	十島村	中之島	-	802	183	0	0	7
21	急・中之島 2	kyu304-0021	○	01	十島村	中之島	-	1,547	0	1	0	6
				02	十島村	中之島	-	58,097	26,750	10	3	34
				03	十島村	中之島	-	5,462	1,705	3	0	12
				04	十島村	中之島	-	8,235	3,853	8	4	19
				05	十島村	中之島	-	6,439	2,120	3	0	11
				06	十島村	中之島	-	1,398	352	2	0	9
22	急・中之島 3	kyu304-0023	○	01	十島村	中之島	-	21,037	8,391	7	3	20
				02	十島村	中之島	-	2,525	657	6	2	9
23	急・中之島 4	kyu304-0024	○	01	十島村	中之島	-	29,758	14,172	3	0	34
				02	十島村	中之島	-	1,994	757	0	0	17
24	急・平島 1	kyu304-0025	○		十島村	平島	-	1,594	326	2	1	8
25	急・平島 2	kyu304-0026	○	01	十島村	平島	-	13,855	4,877	3	0	20
				02	十島村	平島	-	988	18	1	0	6
26	急・諏訪之瀬島 1	kyu304-0027	○	01	十島村	諏訪之瀬島	-	41,926	18,479	10	1	28
				02	十島村	諏訪之瀬島	-	1,129	133	1	0	6
				03	十島村	諏訪之瀬島	-	4,009	806	6	2	7
				04	十島村	諏訪之瀬島	-	444	89	1	0	6
27	急・悪石島 1	kyu304-0029	○	01	十島村	悪石島	-	14,244	6,011	3	0	23
				02	十島村	悪石島	-	140,535	118,241	8	3	189
28	急・諏訪之瀬島 2	kyu304-0034	○		十島村	諏訪之瀬島	-	3,079	1,457	0	0	15
29	急・悪石島 2	kyu304-0035	○	01	十島村	悪石島	-	1,923	580	3	1	11
				02	十島村	悪石島	-	5,720	1,567	0	0	10
				03	十島村	悪石島	-	12,682	5,409	1	0	23
30	急・悪石島 3	kyu304-0036	○	01	十島村	悪石島	-	3,155	846	4	1	8
				02	十島村	悪石島	-	18,094	6,221	3	1	16

十島村 (急傾斜) 合計 土砂災害警戒区域 30箇所 土砂災害特別警戒区域 30箇所

土砂災害警戒区域等一覧表（十島村 土石流）

No.	区域名	箇所番号	R	枝番	市町村名	大字	字	面積 (㎡)		戸数 (戸)		がけ高 (m)
								R面積 (㎡)	R戸数 (戸)			
1	土・中之島1	dok304-0001	○		十島村	中之島	-	8,219	607	6	0	
2	土・中之島2	dok304-0002			十島村	中之島	-	9,714	0	4	0	
3	土・中之島3	dok304-0003	○		十島村	中之島	-	13,003	5,320	6	3	
4	土・中之島4	dok304-0004	○		十島村	中之島	-	36,934	553	4	0	
5	土・中之島5	dok304-0005	○		十島村	中之島	-	21,265	82	3	0	
6	土・諏訪之瀬島1	dok304-0006	○		十島村	諏訪之瀬島	-	168,199	10,254	10	0	
7	土・悪石島1	dok304-0007	○		十島村	悪石島	-	394,580	51	26	0	
8	土・悪石島2	dok304-0008			十島村	悪石島	-	430,021	0	18	0	

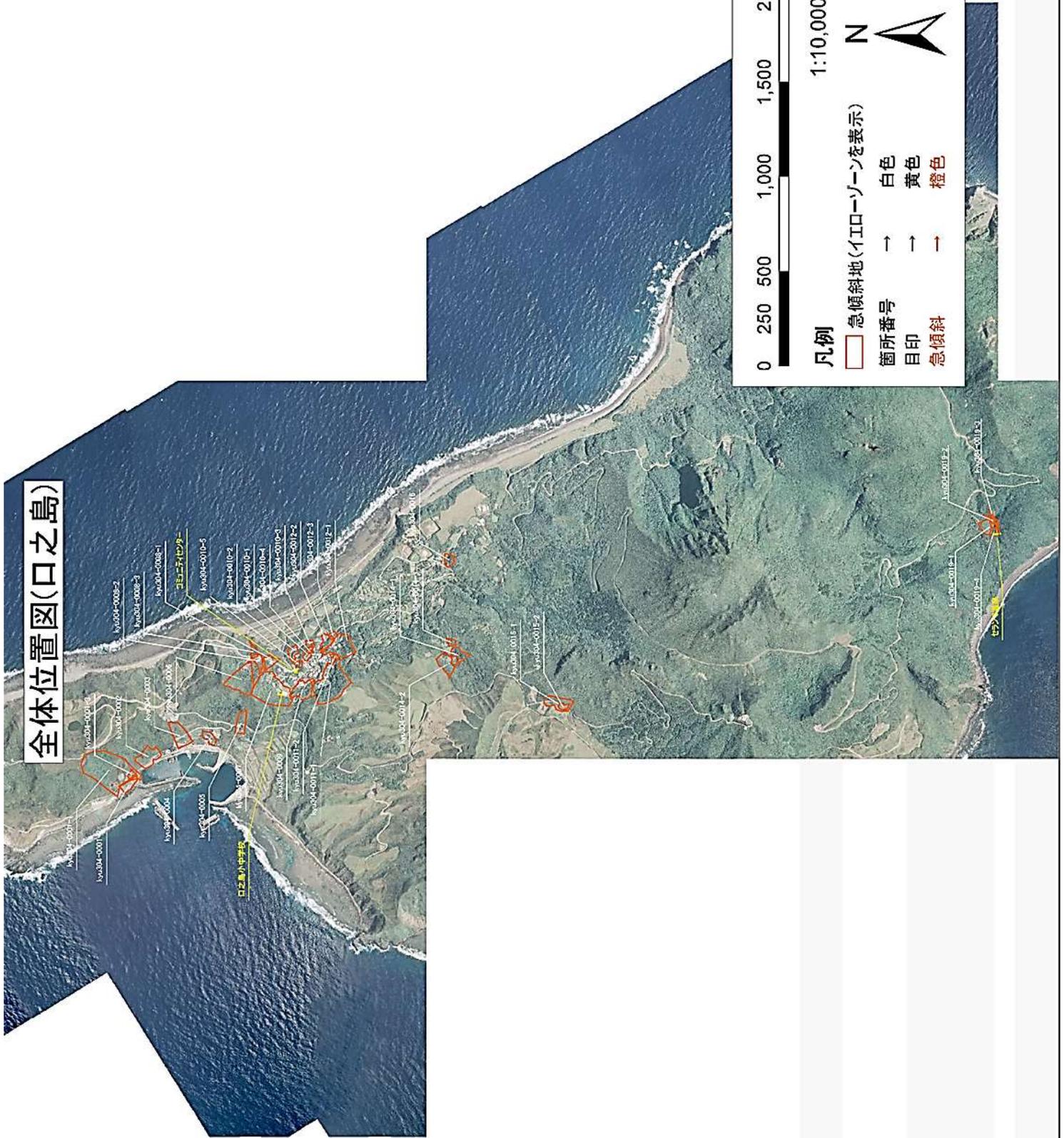
十島村（急傾斜）合計 土砂災害警戒区域 8箇所 土砂災害特別警戒区域 6箇所

土砂災害警戒区域等一覧表（十島村 R1 調査分・地すべり）

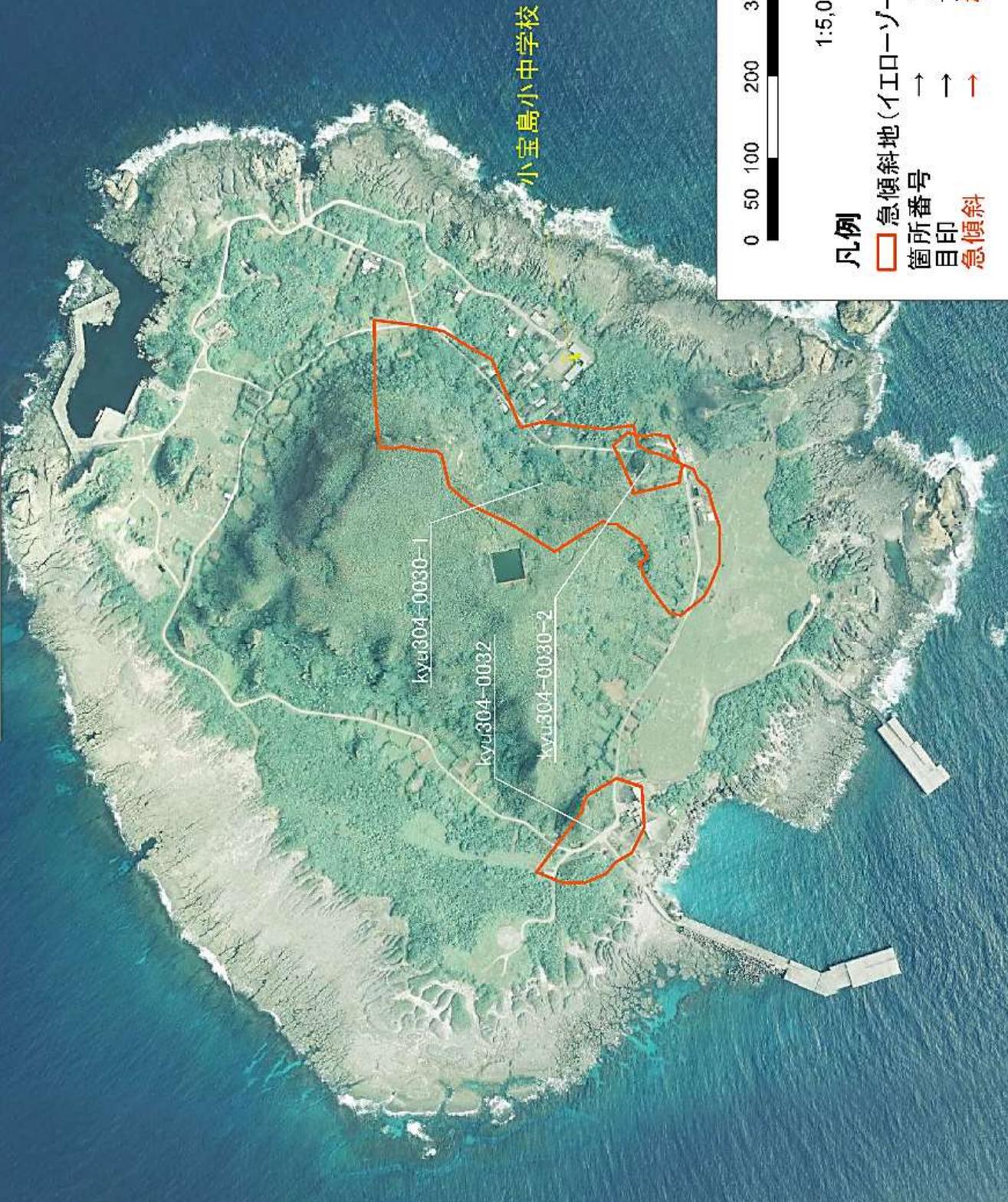
No.	区域名	箇所番号	R	枝番	市町村名	大字	字	面積 (㎡)		戸数 (戸)		がけ高 (m)
								R面積 (㎡)	R内戸数 (戸)			
1	地・口之島1	jis304-0091			十島村	中之島	-	86,538	0	6	0	
2	地・中之島2	jis304-0092			十島村	中之島	-	1,552,870	0	38	0	

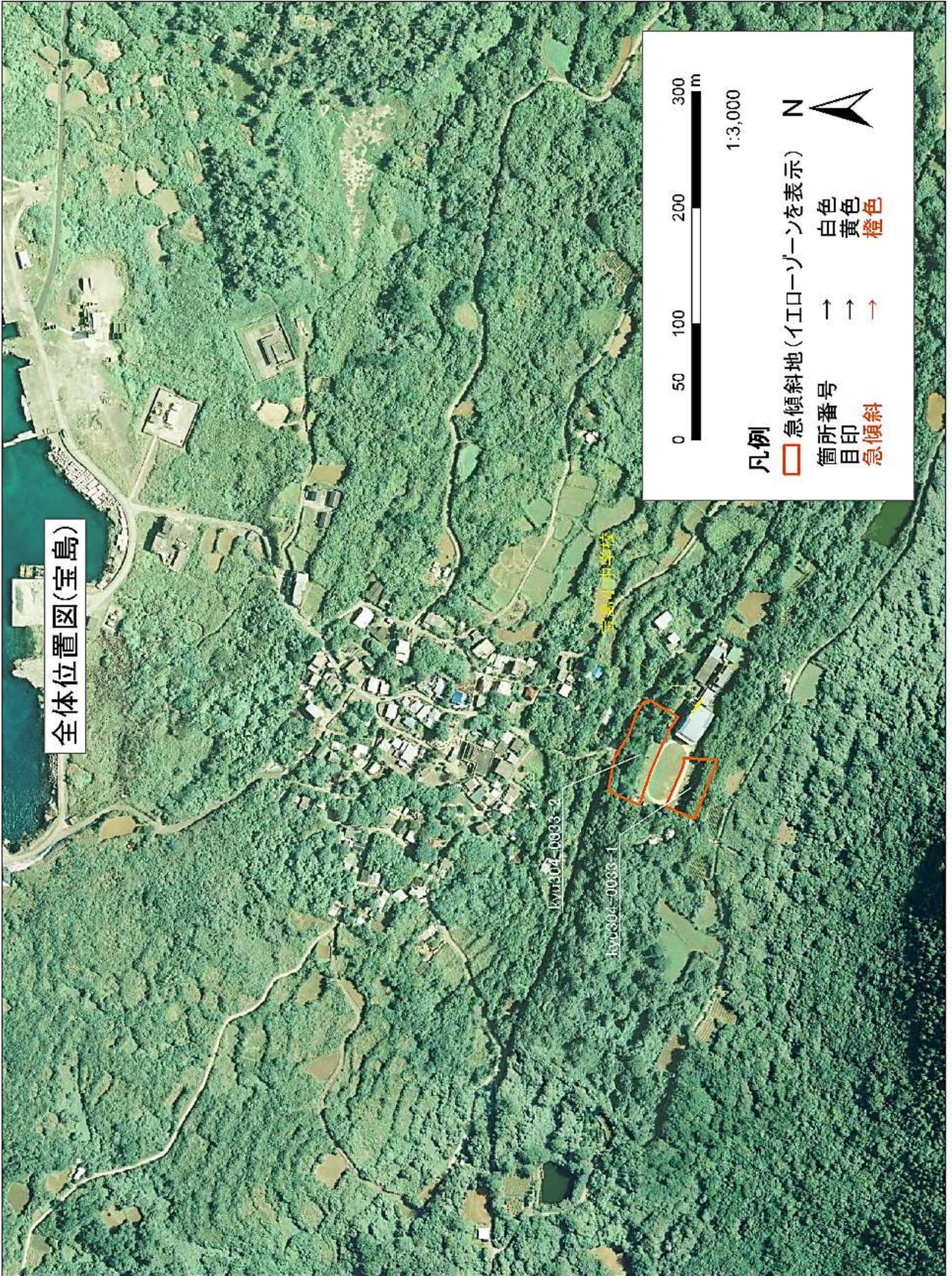
十島村（地すべり）合計 土砂災害警戒区域 2箇所 土砂災害特別警戒区域 0箇所

全体位置図(口之島)



全体位置図(小宝島)





近年では、これまでの台風や梅雨期の豪雨に加え、異常気象による局所的な豪雨に伴い、災害発生の要因は複雑・多様化し新たな対応を迫られている。

第2節 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設の整備

(1) 災害の特徴

高潮の発生原因は、台風や低気圧等の通過に伴って海面の上昇、吹き寄せである。高潮による危険性は、地盤高の低い河口、急深なV・U字形の入江等の地域で高く、更に、台風が満潮時と重なると被害が拡大すると想定される。

(2) 災害予防計画

ア 平常時から海岸堤防や護岸等の海岸保全施設におけるパトロールを行い、漏水や破損箇所の発見及び応急対策工の計画的な検討に努める。

イ 中規模の高潮の浸入を完全に防止するような防波堤等の補強及び整備を検討する。

ウ 台風の通過に満潮が重なると予測されるときには、海岸線の道路や危険が予想される地区の住民等に対して適切な情報を伝達し、通行の規制や避難等の措置を講じる。

エ 住民に対しては日頃から広報、啓発活動を行い、高潮災害に対する知識を普及し、高潮発生時に心理的及び集団的なパニック防止に努める。また、災害時に適切な行動がとれるよう、住民意識の向上に努める。

オ 高潮災害に必要な資機材を水防倉庫等に設置する。

第3節 建築物災害の防災対策の推進

【関係機関：各関係機関】

【十 島 村：土木交通課・教育総務課・総務課】

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。

第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

1 公共施設等の安全性の確保

庁舎等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時における応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。このため、これらの施設等の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

また、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 防災指導等による不燃化、安全化の促進

一般建築物の不燃化、安全化等の促進の指導に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法等に基づき指導を行う。

イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

(2) 既存建築物に対する改修指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物については安全性が確保されていないものが見込まれることから、老朽化した建築物の改修の必要性について普及・啓発を図る。また、これら施設に対する災害は、地盤高や周辺の斜面等の状態にも関係するため、風水害等の危険性の高い区域については、特に重点的な安全化対策が望まれる。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

なお、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

(3) 融資制度等の活用による不燃、耐震化促進

ア 住宅金融支援機構の融資による中高層建築物及び産業労働者住宅(会社用住宅)等への融資制度を活用し、耐火建築物の建設を促進する。

イ 特定賃貸住宅建設融資利子補給補助事業制度を活用して、民間賃貸住宅の耐火建築物建設を促進する。

2 住民等への意識啓発

住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) 一般に対する指導啓発内容

- ア 建築主に対する建築物の改修の促進に関する法律についての普及啓発
- イ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する診療所、民宿、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は、県と連携して現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防団等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第 4 節 公共施設の災害防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県・九州電力・NTT 西日本】

【十 島 村：土木交通課】

上水道、電力、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設等は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第 1 上水道施設の災害防止

1 災害に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- (3) 浄水場等の耐震化・停電対策の推進

(4) 広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

第2 電力施設の災害防止

1 電力設備の災害予防措置

(1) 整備計画

台風等の災害時に電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

(2) 防災体制

九州電力株式会社では、発電、配電設備の防災について、保安規程、災害等対策規程等に基づき次のような予防対策を行っている。

ア 防災組織の確立

イ 情報連絡及び動員体制の確立

ウ 応急対策用資機材の備蓄

エ 関係設備の点検及び防護措置の実施

オ 災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進

カ 需要者に対する災害予防のための点検、広報活動の推進

キ ほかに電力会社との相互応援体制の確立、強化

第3 通信施設の災害防止

1 電気通信設備等の防災体制

西日本電信電話株式会社においては、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、次の各項の防災対策の推進を行っている。

(1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築。

(2) 電気通信システムの一部の被災が、他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上。

(3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段の確保。

(4) 災害を受けた通信設備のできるだけ早い復旧。

(5) 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、県、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携。

2 放送施設の災害防止措置

(1) 放送施設等の防災体制

日本放送協会においては、「日本放送協会災害対策規程」に基づき次のような災害予防対策を行っている。

ア 消耗品、資機材等の定量常備

イ 無線中継状態の把握

- ウ 移動無線機等の伝搬試験
- エ 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- オ 警察、国土交通省等の利用し得る通信回路の調査
- カ その他、警戒時に必要と認められる事項

第4 防災基盤の整備

災害時の住民及び観光客等の避難施設・防災拠点施設を整備するため、次の事業を計画的に実施する。

1 避難施設整備事業

口之島地区においては、指定避難所となっている口之島地区コミュニティセンターが土砂災害による被害の恐れがあるため、災害時に住民が安全に避難できる施設を計画し推進する。

中之島においては、中之島御岳の大規模噴火を想定したとき、日之出地区は火砕流及び土石流の到達区域に入るため、これに対応した施設を計画し推進する。また、中之島御岳大規模噴火時に椎崎ヘリポートへの避難を想定したとき、災害による危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、または家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設整備を推進し災害対策の強化を図る。

諏訪之瀬島においては、諏訪之瀬島御岳の大規模噴火を想定したとき第二避難所である場外離着陸場に避難した場合、住民等が危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、または家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を場外離着陸場周辺に整備・計画を推進する。

2 防災拠点施設整備事業

諏訪之瀬島・小室島において大規模な災害が発生したときに、現地対策本部・消防分団・自主防災組織の活動拠点となる施設等の整備を推進する。

第5節 農林水産業災害の防止対策の推進

【十島村：地域振興課】

農林水産業あるいは農地・林地・海洋というものは、ただ単に作物を生産するだけでなく、水と緑の空間を約束するものであって、十島村における自然の持つ役割は極めて大きいといえる。したがって、今後とも農林水産業施設及び農林水産物等を台風、豪雨等による被害から未然に防止するため、所要の予防措置を講じる。

農林水産業施設等については農林水産業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きい。整備計画にあたっては協力依頼を要請するとともに、村と住民による相互協力体制のもと計画を推進する。

第1 農林水産業災害予防計画

1 農業災害予防計画

当村は、台風や集中豪雨により、農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業用施設及び人家等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するために、排水路、ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。特に豪雨等により決壊した場合に下流の人家・公共施設等に影響を及ぼすおそれのあるため池(防災重点ため池)のうち、対策が必要なものについては計画的な整備に努める。

また、村は、ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

防災重点ため池一覧(令和3年2月1日現在)

ため池名称	所在地	総貯水量(m ³)
中山池	平島	3,000

(1) ため池整備計画

- ア 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
- イ 斜樋、底樋の排水施設の点検整備
- ウ 堤体の応急補強と通行規制
- エ 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- オ 不用貯水の排除及び事前放流
- カ 老朽ため池等整備事業の積極的活用による

(2) 用排水路

- ア 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- イ 水路中の各種ゲートの整備点検、確実な操作
- ウ 湛水防除施設の整備点検、確実な操作

(3) 農道

- ア 側溝、暗渠、溜枿、排水管等、排水施設の浚渫、清掃
- イ 農業機械の大型化に対応した農道の拡幅、整備

2 家畜災害予防計画

(1) 施設等の整備

畜舎、鶏舎等施設の補強整備等を指導推進する。

(2) 飼料作物確保

家畜飼料の不足を補うための飼料作物の調達先、調達量等を把握しておく。

3 林業災害予防計画

(1) 関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。

(2) 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。

(3) 緑地の保全

村集落をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。

- (4) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

4 水産業災害予防計画

(1) 水産施設整備計画

ア 船舶、養殖等の水産施設は、気象情報に応じた適切な避難等の予防措置を講ずる。

イ 漁港・堤防等の水産施設は必要に応じて点検・補強を検討する。

- (2) 養殖場の健全な育成、種苗の確保を検討しておく。

第2 農作物災害予防計画

1 農作物災害予防計画

(1) 果樹

- ア 干害対策としては深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壤水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。
- イ 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。
- ウ 水害に対してはテラス溝、排水溝等を整備し、また、敷藁、敷草等により土壤の流失を防止し、園地の損壊を予防する。

(2) そ菜

- ア 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- イ 風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。
- ウ 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。
- エ 倒伏防止のための支柱を補強する。

(3) 花卉

- ア 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- イ 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
- ウ 倒伏防止のための支柱を補強する。
- エ 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。
- オ 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

第3 災害予防に関する試験研究の推進

災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- 1 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- 2 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- 3 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- 4 土壤汚染、土壤流失防止等に関すること。

第4 防災思想の普及

災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、住民生活の安定等を図るため、防災思想の普及に努めるものとする。

第5 防災基盤の整備

農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

1 農地防災事業

土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

2 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道・林道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

3 海岸整備事業等

海岸地域において、漁港及び養殖場等の被害を軽減するため、必要な施設の整備を推進するとともに、関係機関に要請する。

第6 防災営農体制の整備

1 農地防災事業の推進

農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

2 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

3 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

第6節 防災研究の推進

【関係機関：鹿児島県・十島村・各関係機関】

村及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、風水害等の防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

第1 地域危険度の調査研究

村は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を備蓄、整備しておく必要がある。

本章では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

【関係機関：鹿児島県・十島村社会福祉協議会】

【十島村：総務課・消防団】

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、村内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

(1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

(2) 初動体制の確立

村災対本部は初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

(3) 災害対策本部運営体制の整備

災害発生の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

ア 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

イ 災害対策職員用通信手段の確保

災対本部は連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討する。

ウ 災害対策本部運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災对本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

(4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

災害発生後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

(5) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部・支部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の飲料水、食糧、毛布等を備蓄する。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備

1 情報連絡体制の充実

村及び防災関係機関は、大災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換を迅速に行うための情報連絡窓口の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

村、県及び防災関係機関は、勤務時間外においても相互間の情報収集・連絡体制を確保するため、連絡窓口等体制の明確化に努める。

2 自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

県、防災関係機関と自衛隊との応援協定や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 広域応援体制の整備

1 応援体制の整備

(1) ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療業務、介護業務の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるため十島村社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

2 市町村間相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、他市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するように努める。また、県外の市町村とも、あらかじめ大規模災害時に備えた広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

第2節 通信・広報体制の整備計画

【十 島 村：総務課】

大災害が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、村及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第1 通信施設の整備

1 防災行政無線通信の整備

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための村防災行政無線及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達できる体制づくりに努める。また、避難所や主要施設との通信手段として活用することができることから、双方向通信が可能となる防災行政無線（同報系）のデジタル化を図る。

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

機器を取扱う職員及び住民へ日頃からの訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

3 通信回線の整備

住民に対する情報の伝達を確実にを行うために防災行政無線の整備をはじめ、多様な通信手段による複数の通信回線を確保し、通信回線のバックアップ体制を整備する。

第2 災害時優先電話（有線通信設備）の整備

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となることから、災害時優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制の確立に努める。

第3 各種防災情報システムの整備

1 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

(1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、村災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。

(2) 災害情報データベースの整備

全庁体制で被災者支援システムを活用し、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を図る。

ア 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）

イ り災情報（建物被災程度等）

ウ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

2 防災情報システムの整備

(1) 防災情報通信施設としては、県が「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、その運用を行っている。

(2) 気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を庁内及び住民等（特に要配慮者施設）への伝達体制を確立する。

(3) 災害に強い通信網を構築し、県、村、消防団間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

3 独立電源施設の確保

(1) 庁舎内の独立電源

庁舎の照明等の機器を含めた非常電源の確保として、ディーゼル発電機を常備している。

(2) 民間電源設備等の利用

停電に備えて、ディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。

(3) 災害に強い電源設備の整備

大規模災害時は停電復旧作業に時間を要することから、長時間対応型の設備確保を検討する。併せて、津波による浸水への対策を講じるため上層階への設置を検討する。

- (4) 避難所における電源設備等の確保
避難所における通信機器の電源を確保するために非常用発電機の設置を検討する。

第4 広報体制の整備

1 多様な情報メディアの活用

インターネット・携帯電話等のさまざまなメディアを活用し、地域住民・島外在住の出身者・報道機関等との情報共有を図る。

2 広報、広聴体制の確立

(1) 住民への広報、広聴体制

災害時に住民への被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談に対応する。

(2) 報道機関への連絡体制

ア 村災対本部での広報の一本化を行い、窓口を総務対策部とし、各報道機関に対応する。

イ 報道機関への情報提供については原則としてインターネット上で行い、電話問い合わせ等による混乱を防ぐ。インターネットが利用できない場合は、ファックス等を利用する。

(3) インターネット（HP・ツイッター）や緊急速報メールを通じた情報提供

防災行政無線や地域メディアによる広報以外にも、村のホームページやツイッター・緊急速報メール等といった新たな情報伝達手段による情報提供も行う。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、村内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請しておく。

(5) 地上デジタル放送による情報提供の環境整備

災害時にはテレビの文字スーパーやデータ放送も有効な情報伝達手段であることから、村内の難視聴地域への環境整備を推進する。

3 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

災害による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

ア 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

(2) 情報の共有

防災関係機関が相互に収集した情報を共有し、迅速な災害対応業務を行うための体制の確立に努める。また、情報共有を強固にするために公共情報コモンズの活用を検討する。

第5 孤立化するおそれのある集落との通信の確保

大規模な災害等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、応急対策を迅速に実施できる通信体制を確立する必要がある。

- 1 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- 2 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、などの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- 3 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- 4 一般通信回線が途絶した場合に相互連絡が可能な連絡手段として、衛星携帯電話を活用できるように整備を推進する。
- 5 衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などの情報伝達手段の整備にあわせ、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）だけでなく集落全員を対象とした研修の実施やマニュアルの整備を行う。
- 6 空輸の必要性があるためヘリが離着陸可能である場所の確保を検討する。
- 7 孤立化した集落において、夜間の照明や携帯（衛星）電話などの通信機器の電源を確保する必要があるため非常用発電機を備蓄する。

第3節 気象観測体制の整備計画

【関係機関：鹿児島地方気象台・九州地方整備局・鹿児島県】

【十島村：総務課】

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

第1 気象観測体制の整備

1 気象庁における気象業務体制の整備

気象庁は、気象庁気象業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備、充実を図る。

(1) 観測施設の整備

県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の整備に努める。

(2) 関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において、気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の災害及び気象関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県、村及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については、年々充実しているものの、まだ十分とはいえない。このため、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）の整備拡充を図る。

第2 土砂災害発生予測情報システムの活用と土砂災害警戒情報の発表

県の設置する土砂災害発生予測情報システムの活用により、雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル1、2、3等土砂災害に関する情報を電話、ファックス又はインターネット等により受信し、住民に対し情報提供するものとする。また、県と鹿児島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報については、インターネット防災情報提供システム（インターネット防提）により、土砂災害判定メッシュ情報が10分毎に配信されるため活用の促進を図る。

第4節 消防体制の整備

【十 島 村：総務課・住民課・消防団】

災害の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資器材等の整備を推進する。

第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備

消防組織は、消防団により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

消防団の状況

条例団員定数：74名

退職年齢：70歳

H27. 4. 1 改正

区分	口之島分団	中之島分団	諏訪之瀬島分団	平島分団	悪石島分団	小宝島分団	宝島分団	合計
団員定数	11	14	10	10	10	8	11	74

(2) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成強化策の推進

以下のとおり消防団の育成強化に努め、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制と避難誘導體制の整備・強化

(1) 一般住宅に対する出火防止の指導

火気使用設備等の本体、燃料容器の転倒防止及び周囲からの転倒、落下や安全措置と災害発生時における火気使用設備等からの出火防止対策を図る。

(2) 地域住民の初期消火体制の確立と防災訓練の実施

地域住民による自主防災組織の育成強化を図り、災害発生時における初期消火等について、知識・技術の普及に努めるとともに定期的な防災訓練を行う。

(3) 地域住民の安全避難対策と要配慮者の避難対策

地域における第一避難場所・最終避難場所を明示し高齢者等、要配慮者の実態を把握しておくとともに地域における避難体制を整備し、速やかに避難できるよう努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備と要配慮者収容施設への避難応援体制の確立

(1) 事業所に対する出火防止の指導

日常の火気管理や消防用設備等の維持管理と日常・定期点検を遵守させ、取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

消火器等の準備と万一の出火に備え、初期消火対策を講じておくとともに火災室に逃げ遅れ者がいないことを確認し消火器などを使って消火する。なお、消火が困難な場合は避難を優先する。

(3) 事業所の避難体制の整備と防災訓練の実施

災害発生時における消防計画に基づき、安全で速やかに避難誘導できることと児童、患者、高齢者等要配慮者を収容している施設等については、特に地域住民と日頃から連携を図りより安全で適切な避難ができるよう定期的な防災訓練を行う。

第2 消防用水利、装備、資器材の整備

1 消防用水利の整備〔耐震性貯水槽等〕

(1) 消防水利の整備状況

消防水利の状況は、以下のとおり

消防水利状況

区分				口之島	中之島	諏訪之瀬島	平島	悪石島	小宝島	宝島	合計
水利	防火水槽	公設	基準	6	8	4	3	5	3	4	33
			40t 整備	4	5	3	3	3	4	3	25
		私設	40t 未満	1	-	1	4	3	1	4	17
	井戸			1	-	-	-	-	-	-	1
	消火栓			11	11	9	5	4	5	7	52

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等、水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

2 消防用装備・資器材の整備（装備、車両等）

(1) 消防機械保有状況

消防団における消防機械保有状況は、以下のとおり。

消防機械保有状況

区分		口之島	中之島	諏訪之瀬島	平島	悪石島	小宝島	宝島	合計
小型消防ポンプ B-3級	基準	1	1	1	1	1	1	1	7
	整備	2	3	3	2	2	2	2	16
小型消防ポンプ 積載車	整備	1	1	1	1	1	1	1	7

(2) 消防用装備・資器材の整備方策

国の示す消防力の整備指針に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

また、消防水利の未到達地域への対応を図るため、引き続き、消防資器材の整備に努める。

第5節 避難体制の整備

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署・医療施設管理者・福祉施設管理者】

【十島村：住民課・教育総務課・総務課・消防団】

風水害等の災害時には、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第1 避難所等の定義

1 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ村地域防災計画で指定した場所をいう。

指定緊急避難場所については、村は、災害に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

2 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ村地域防災計画で指定した施設をいう。

指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

第2 避難場所及び避難所の指定と事前周知

村は、避難場所及び避難路の選定にあたっては、次の事項に留意し、指定を行うものとする。

村は、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知徹底を図る。

1 指定避難所の指定基準

指定避難所の指定基準は、以下のとおりとする。

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。（⇒被災者の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。民家等は望ましくない。）
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。（⇒ 事務所等のスペースは、被災者等の受入れにあたって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受入れの観点から望ましくない。）
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。（⇒避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。）
- (5) 福祉避難所関係：要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。（⇒社会福祉施設等を想定。）

2 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、津波、高潮、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事とする。指定緊急避難場所の指定基準は、以下のとおり。

(1) 地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

- ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- イ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- ウ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水については、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること。

(2) 地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

- 上記管理条件に加えて、
- ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること。
- イ 場所・その周辺に、地震発生時の人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

3 避難路

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

4 避難所等指定の留意点

- (1) 村は、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
- (2) 村は、学校を避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 村は、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

第3 避難指示体制の整備

1 避難指示等の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 避難措置は、原則として避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難勧告、避難指示（緊急）を行う。（避難指示・勧告・準備情報の実施基準は、第3部第2章第6節「避難の勧告・指示、誘導」参照）

イ 村長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 村長は、関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 避難指示等を迅速に実施するため災害時における避難勧告・判断等を定めた「災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を住民及び関係機関に周知しておく。

イ 村長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。

ウ 村長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長及び鹿児島地域振興局長）に報告しなければならない。

2 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレンによる伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ テレビ、ラジオ（親子ラジオ含む）、有線放送、電話等の利用による伝達

カ 一斉同報メール（メール配信サービス）の利用による伝達

キ Lアラート（災害情報共有システム）の利用による伝達

(2) 伝達方法等の周知

危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 伝達方法の工夫

伝達方法において、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

第4 要配慮者の避難体制の整備

1 要配慮者の避難体制の強化

要配慮者の避難については、以下の点に留意し「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にした、「十島村要配慮者避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた要配慮者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

日頃から要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

要配慮者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員を定め、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の実態に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワー等介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に支援するため、十島村要配慮者避難支援プランに定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する。

2 要配慮者の避難体制の拡充

十島村要配慮者避難支援プランを住民に周知徹底し、要配慮者の避難支援体制の拡充に努める。

第5 各種施設における避難体制の整備

1 診療所、社会福祉施設等の避難体制の整備

(1) 診療所、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や診療所等の患者等には、寝たきりの高齢者や心身障害者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる「要配慮者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の

配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

ア 避難体制の整備

社会福祉施設や診療所等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防団等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や診療所等の管理者は、日頃から村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や診療所等の管理者は、災害に備え、消防団等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や診療所等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防団等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実状に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

エ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

オ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

カ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

キ 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ク 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、十島村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

第6 避難誘導、避難所の運営体制

1 避難誘導、避難経路の確保

(1) 避難経路については、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。また、浸水に関しては安全な建物の2階以上に避難するケースも周知しておく。

(2) 学校等の避難

中・小学校の生徒、児童の集団避難は、学校等管理責任者が村長の指示により行う。

(3) 診療所等の避難

診療所の患者の避難は、その施設の管理者が村長の指示により行う。

(4) 施設の管理者は、あらかじめ避難に必要な資材、輸送車両等の確保、及び避難要領等を定めておく。

2 避難所の開設・運営体制の整備

避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所の整備運営方針の作成に努める。

また、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等の協力を得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に考慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

3 避難所の環境改善

関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。併せて、安否確認等の情報伝達に用いる通信機器の電源確保のために非常用発電機の整備も考慮する。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、通信機器や自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮する。

第6節 救助・救急体制の整備

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署】

【十島村：総務課】

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助、救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。村は、総力をあげて救助、救急活動を行うものとする。

第1 救助、救急体制の整備

1 救助、救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助、救急体制の整備に努める。

(1) 救助、救急体制の整備

- ア 消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- イ 当該地域で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資器材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討する。
- ウ 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報ネットワーク等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- エ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- オ 災害発生時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等連携を図る。

2 住民の救助、救急

災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、住民は日頃から村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

3 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、孤立者の救出方法や当該地域と村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、事前に関係機関と十分に検討しておく。

第2 救助、救急用装備・資器材の整備

1 装備・資器材等の整備

建物倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救急事象に対応するため、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資器材の整備を検討する。

2 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

- ア 救急・救助体制の充実
- イ 初動医療体制の確立
- ウ 医療支援体制の確立

第7節 交通確保体制の整備

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島県・鹿児島中央警察署】

【十島村：土木交通課・総務課】

あらかじめ風水害及び大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、当該緊急交通路を重点に耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に緊急交通路をはじめとする道路の整備を行う。

第1 道路整備計画

1 交通施設整備計画

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

- (1) 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い法面防護工等の設置を検討する。
- (2) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- (3) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- (5) 狭い生活道路については、民家等の建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。

2 道路施設等の点検、整備

突発的な災害から道路機能を確保するため、次の改修、改良工事等を実施する。

- (1) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な措置を講じる。
- (2) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

3 緊急通行車両の事前届出

- (1) 大規模災害時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

選定される緊急交通路は、優先的road整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

- (2) 緊急輸送活動体制の充実
災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。
- (3) 交通ネットワークの整備
 - ア 骨格的な幹線道路の整備
 - イ 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保
 - ウ 防災上重要な道路改良の実施
 - エ 橋梁等の安全対策の実施
 - オ 災害時用臨時ヘリポートの整備
- (4) 輸送対策
 - ア 陸上輸送の整備
車両の活用、物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請
 - イ 航空輸送の整備
災害の状況により自衛隊等への航空輸送の検討

第2 法面崩壊等防止対策

1 法面崩壊等防止対策

- (1) 危険箇所の対策
村道の危険箇所については、防災点検調査に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。
- (2) 関係機関への要請
林道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。
- (3) 危険箇所の監視
パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第3 交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が必要に応じてパトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止を行い、被害の未然防止に努める。

第8節 輸送体制の整備

【関係機関：各関係機関】

【十島村：土木交通課・総務課】

交通施設機能の停止により、避難・被災者の救出に支障をきたすおそれがあり、緊急医療、物資輸送、集積施設等の機能確保を迅速に行えるよう、輸送体制の支援強化を推進する。

第1 災害を想定した輸送計画の確立

道路・港湾・漁港施設の損壊等により輸送対象の変化に迅速対応できるよう、日頃から災害の種別、規模、地区、輸送手段（車両・舟艇・ヘリコプター等）ごとの輸送条件を想定した輸送計画の確立に努める。

第2 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する緊急輸送路、又は輸送施設について、あらかじめ指定しておく。

第9節 医療体制の整備

【関係機関：各関係機関】

【十島村：住民課】

医療体制については、関係機関と連携し、応急的な診療機能を確保するため、各種機能の停止を想定した施設の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保を迅速に行い、支援体制強化を推進する。

第1 拠点となる医療施設の強化

拠点となる医療施設については、応急的な診療機能を確保するため、ライフラインの機能停止に備え、貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保が迅速に行えるよう、支援体制強化を推進する。

第2 救急医療情報ネットワークの整備

医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して救急医療情報ネットワークの整備を検討推進する。

第10節 複合災害対策体制の整備

【関係機関：鹿児島県・防災関係機関】

【十 島 村：総務課】

第1 村及び県等の複合災害対策

村及び県等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

村及び県等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練等の実施に努める。

第11節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

【関係機関：鹿児島県】

【十 島 村：住民課・地域振興課・教育総務課・土木交通課・総務課・消防団】

災害発生直後は交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのために必要な食糧、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を検討する。

第1 備蓄物資計画

1 備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進するほか、次の段階的な備蓄を推進する。

- (1) 事業所、住民等による備蓄
- (2) 流通在庫備蓄
- (3) 協定の締結による備蓄、調達
- (4) 応急対策従事者のための備蓄

2 事業所、住民等による備蓄

事業所及び住民等は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、概ね10日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報紙や村のホームページ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

3 流通在庫備蓄

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が不可能な被災者に対して速やかに食糧の供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。
- (2) 村内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食糧及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。
なお、高齢者、乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

4 備蓄物資の運用

- (1) 応急対策従事者のための備蓄
避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄及び平時から活用方法、無理・無駄のない運用を検討しておく。
- (2) 物資供給
被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅の被災者の生活自立状況を勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、物資の配給は画一的なものだけでなく、高齢者等の要配慮者へ配慮されたものとする。

第2 給水体制の整備

1 給水体制

災害時において、被災者1人あたりの最低給水量は1日20ℓを目安とし、被災直後は生命維持のため1人あたり1日3ℓ以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

(1) 整備項目

- ア 学校等のプール施設の活用
- イ ろ過器の配備
- ウ 給水車、ポリ容器の配備
- エ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- オ 仮設給水所の開設

第3 し尿処理対策の事前措置

1 仮設トイレの確保

県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

2 清掃班の編成

し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は、村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

第4 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

- (1) 村及び県は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や村営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 県は災害により住家を失った人に対して、迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

第5 総合防災力の強化に関する対策

1 消防施設、設備整備計画

(1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

ア 消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化

イ 特殊火災等に対応できる消防力の整備

ウ 所要基準に適合した消防水利の整備

(2) 整備、点検計画

ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。

イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。

ウ 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に随時設置するとともに、耐震性防火水槽の整備を推進する。

エ 毎年定期的に資器材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。

オ 資器材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

カ 消防防災体制を充実し、消防団の機能強化を図る。

第6 臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

1 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの選定場所は、以下のとおりとする。

【臨時ヘリポート：ドクターヘリランデブーポイント】

島名	名称	一連番号	所要時間 (本土／奄美)
口之島	口之島小中学校	十島-1	54 / 42
	口之島ヘリポート	十島-6	
	口之島健康広場	十島-7	
中之島	中之島小中学校	十島-2	60 / 39
	中之島ヘリポート	十島-8	
	中之島椎崎ヘリポート	十島-9	
	十島村総合運動公園	十島-10	
諏訪之瀬島	諏訪之瀬島小中学校	十島-4	67 / 33
	諏訪之瀬島飛行場	十島-12	68 / 33
平島	平島健康広場	十島-3	67 / 34
	平島ヘリポート	十島-11	68 / 33
悪石島	悪石島小中学校	十島-5	73 / 28
	悪石島ヘリポート	十島-13	
	悪石島湯泊温泉公園	十島-14	
小宝島	小宝島ヘリポート	十島-15	78 / 22
宝島	宝島ヘリポート	十島-16	81 / 21

2 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

3 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

(1) 臨時ヘリポートの標示

- ア 村災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

イ 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5 m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。

ウ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

第7 災害用装備資器材等の整備

1 装備資器材等の整備

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資器材等をあらかじめ整備し、随時点検を行い保管に万全を期する。

2 点検、調達計画

(1) 点検整備

ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。

イ 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

(2) 資器材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資器材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の整備

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

【関係機関：各関係機関】

【十 島 村：教育総務課・総務課】

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、村及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

第1 防災知識普及計画

1 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

村が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

ア 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）

イ 広報車の巡回

ウ 講習会等の開催

(2) 防災知識の普及・啓発の内容

防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮して行う。

ア 住民等の責務

(ア) 自ら災害に備えるための手段を講じること

(イ) 自発的に防災活動に参加すること

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

a 災害に備えた10～11日分の食糧、飲料水等の備蓄

- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- c 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- (イ) 出火防止、初期消火等の心得
- (ウ) 家屋内、路上、自動車運転中など、様々な条件下で災害が発生した時の行動
- (エ) 緊急避難場所や避難所での行動
- (オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (カ) 災害危険箇所の周知
- (キ) 避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認
- (ク) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- (ケ) 船舶等の避難措置
- (コ) 農作物の災害予防事前措置
- (サ) 気象庁が発表する気象警報・注意報・情報等の種類や内容
- (シ) 本村が発表する避難指示・勧告・準備情報
- (ス) その他
- エ 災害応急措置
 - (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
 - (ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
 - (エ) 災害時の心得
 - a 災害情報の聴取及び聴取方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 屋根、雨戸の補強
 - e 排水溝の整備
 - f 初期消火、出火防止の徹底
 - g 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
 - h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援
 - (オ) その他
- オ 災害復旧措置
- カ 被災地支援
- キ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。なお、「防災週間」、「防災とボランティアの日」に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

小・中学校における防災教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。

また、青少年、婦人、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等の気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

村及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、県、村及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食糧、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の実施

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【十島村：総務課】

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

第1 防災訓練の目標・内容の設定

1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・村・防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

2 訓練の内容

防災訓練の内容には、以下の内容が考えられる。

- (1) 動員訓練、非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 救出訓練
- (5) 避難訓練
- (6) 給水・給食（炊飯）訓練
- (7) 医療・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) その他必要な訓練

第2 訓練の企画・準備

1 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

2 訓練の場所

最も訓練効果をあげうる場所を選んで実施する。

3 訓練時の交通規制

村は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するために道路使用許可を申請するものとする。

第3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、浸水・土砂災害等の被害を想定し、村・消防団、自衛隊、第十管区海上保安本部等防災関係機関と協力し、また、自主防災組織、民間企業、NPO法人やボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮するなどして実戦的な訓練になるようにする。

1 村が行う訓練

(1) 村の総合防災訓練

村長は、村域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

(2) 消防訓練

村長及び消防団は、消防に関する訓練を単独で実施する。

(3) 非常通信訓練

村長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

(4) 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

村長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、実施するように努める。

2 その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより防災訓練を実施する。

3 事業所等が行う訓練

学校、診療所、社会福祉施設、工事業所、作業場等の管理者は、村、消防団その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するように努める。

第3節 自主防災組織の育成

【十 島 村：総務課】

大規模災害発生時は多くの人々が近隣の住民を救助・救出し、また被災者の情報提供等を行うなど防災・減災において隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が重要となる。

このため、災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等を行う地域住民による自主防災組織の設置、育成強化を図る。

第1 自主防災組織育成計画

1 自主防災組織の育成強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備

自主防災組織の整備について、消防団等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区

イ 土石流発生危険溪流のある地区

ウ 山地崩壊危険区域のある地区

エ 地盤振動のある地区

オ 津波危険のある地区

カ 高齢化の進んでいる過疎地区

キ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意するものとする。

ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

ア 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 自治会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

エ 青年団、女性団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

オ 先進的な防災活動を行っている事例を推挙し、自主防災組織の必要性を再認識する講習等を実施し、自主防災組織の育成を図る。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施

(ウ) 情報の収集伝達体制の確立

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 10～11日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等

(カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

(ア) 地域内の被害状況等の情報収集

(イ) 住民に対する避難勧告・避難指示等の伝達、確認

(ウ) 責任者による避難誘導

(エ) 救出・救護の実施及び協力

(オ) 出火防止及び初期消火

(カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：総務課】

村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の村と連携して防災活動を行う。

村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成

【関係機関：十島村社会福祉協議会・鹿児島県医師会】

【十島村：住民課・総務課】

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門的なボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 村における環境整備

(1) ボランティアの登録、把握

十島村社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、鹿児島県社会福祉協議会へ随時報告するものとする。

(2) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

災害時のボランティアの活動拠点は各島出張所とする。

2 ボランティアとの連携等

村及び関係機関等においては、平常時から、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

3 ボランティアの受入れ、支援体制

(1) ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

十島村社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

(3) 現地本部における対応

十島村社会福祉協議会は、村と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

4 ボランティアの受付、登録、派遣

村への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、総務課が受付を行い、住民課に引き継ぐこととする。

その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、保険について紹介するとともに、加入が義務付けられている旨指導する。

ボランティアの活動内容

ボランティアの区分	活動内容等	ボランティア関係協力団体(登録・教育・訓練等を行う)	担当課
(1)専門分野のボランティア			
通信	通信、情報連絡	アマチュア無線クラブ	総務課
ボランティアコーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	十島村社会福祉協議会	住民課 総務課
医療	人命救助、看護、メンタルヘルス等のボランティアの調整	鹿児島県医師会 鹿児島県歯科医師会 日本赤十字社	住民課
介護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	十島村社会福祉協議会	住民課
通訳	外国語通訳、翻訳、情報提供	ボランティア通訳	総務課
(2)一般分野のボランティア			
生活支援等	物資の仕分け、配送、食糧の配給等	十島村社会福祉協議会	住民課
	清掃		住民課
	被服寝具その他生活必需品の配給等		住民課

第6節 要配慮者の安全確保

【関係機関：医療施設管理者・福祉施設管理者】

【十島村：住民課・教育総務課・総務課】

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、県、村及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の実態把握

要配慮者については自主防災組織や自治会ごとに把握しておくものとする。

なお、把握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

村は、村地域防災計画及び十島村要配慮者避難支援プランに基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

なお、災害対策基本法により村へ作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、十島村要配慮者避難支援プラン及び国から示される「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改訂版を踏まえ実施する。なお、「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことで、対象者の範囲は下記のとおりとする。

ア 避難支援等関係者となる者

- (ア) 村消防団
- (イ) 警察
- (ウ) 民生委員
- (エ) 村社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織
- (カ) 避難支援を行う自治会等
- (キ) 医療機関

- (ク) その他、村長が支援者として依頼すべきと判断した方
- イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 - 生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方
 - (ア) 要介護認定3～5を受けている者
 - (イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
 - (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障害者
 - (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - (オ) 村の生活支援を受けている難病患者
 - (カ) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - (ア) 必要な個人情報
 - a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡先
 - f 避難支援等を必要とする事由
 - g 所属自治会
 - h 避難所（避難先）
 - i 個別支援計画の有無
 - j 危険種別（危険地域の種別を記載）
 - k 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項
 - (イ) 入手方法
 - 村関係課、県、関係団体等より情報提供を受けるとともに、手上げ方式（要支援者の範囲外の者）により入手する。
- エ 名簿の更新に関する事項
 - 名簿は年1回定期的に更新を行い、適宜追加修正を行う。
- オ 名簿情報の適正管理
 - 避難行動要支援者のプライバシーを保護するため、村においては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、避難行動要支援者名簿についての情報を適正に管理する。
 - なお、法により、避難支援関係者等、名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、名簿に係る情報を漏らしてはならないこととされているため、避難支援関係者等へ、その旨、十分説明する。
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
 - 災害が発生又は発生するおそれがあり避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令する場合は、防災放送、防災行政無線、広報車、緊急速報メールなど複数の

情報伝達手段を組み合わせて伝達する。また、常日頃、避難行動要支援者が使用している情報取得手段等についても可能な限り伝達手段としての活用を検討する。

避難行動要支援者に情報が確実に届くよう、分かりやすく的確な情報伝達に努めるとともに、避難支援等関係者にはできる限り早い段階で速やかに連絡するように努め避難行動要支援者の避難支援にあたる。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援にあたってのルール等を決めておく等により避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

村は、村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業所等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

村は、避難支援等に携わる関係者として村地域防災計画に定めた消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。

3 支援体制の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置する等、緊急連絡体制の充実・強化に努める。

(2) 支援体制の整備

ア 一人暮らしの高齢者、寝たきり老人等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

イ 要配慮者自身の災害対応能力の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

ウ 在宅介護支援センターやケアマネジャーと連携して、災害時の要配慮者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

(1) 施設設備の整備

ア 災害時に備えて、要配慮者の台帳や位置図等の整備により、地域における要配慮者の把握に努める。

イ 一人暮らしの高齢者や寝たきり老人等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備等の設置等を検討する。

(2) 物資・資機材等の整備

災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によって対応できるよう、事前の備えの啓発を推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく等の対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 観光者・旅行者対策

観光者や旅行者が、災害時に迅速・的確な行動が取れるように、交通基点に避難所や災害危険地区等の情報表示等の整備を推進する。

7 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際等に、居住地の災害危険性や防災体制等について危険箇所等を記載している防災マップの配布など十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の標示板等の多言語化に努める。

第2 社会福祉施設・診療所等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や診療所等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や、非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や診療所等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防団等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や診療所等の管理者は、日ごろから、村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や診療所等の管理者は、災害に備え、消防団等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や診療所等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。